

豊橋市知的財産権取得事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、知的財産権取得事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的)

第2条 この補助金は、市内の中小事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）及び法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第7号に規定する協同組合等（営利を目的としない者に限る。以下単に「協同組合等」という。）がその事業活動のため特許法（昭和34年法律第121号）に定める特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に定める実用新案権又は意匠法（昭和34年法律第125号）に定める意匠権（以下これらを「知的財産権」という。）を取得するのに要する経費に対し、予算の範囲内において補助することにより、知的財産の創出を支援し、もって本市中小企業の競争力及び経営基盤の強化並びに本市産業の振興に資することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 この補助金は、知的財産権出願をした中小事業者又は協同組合等に交付する。ただし、市長が適当でないと認めるものを除き、協同組合等にあつては第1号、中小事業者にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

- (1) 市内に本店（個人については住所及び主たる事業所、協同組合等については主たる事務所）を有すること。
- (2) 全従業者数が100人以下であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の対象としない。
 - (1) 本市に納付すべき市税（市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税及び鉦産税）を滞納している者。
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する事業を営む者
 - (3) 豊橋市暴力団排除条例（平成23年豊橋市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - (4) 豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）
 - (6) 暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体

(補助対象経費)

第4条 この補助金の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、知的財産権出願に係る手数料及びこれらの出願に係る手続を弁理士（特許業務法人を含む。）に依頼した場合はその弁理士報酬とする。

- 2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税の仕入控除税額に相当する額を含まないものと

する。

(補助金の額)

第5条 この補助金の額は、知的財産権出願1件につき、補助対象経費の2分の1の額（国、地方公共団体その他公共的団体から別に助成措置を受けた場合は、補助対象経費から当該助成措置の額を控除した額の2分の1の額）とする。ただし、15万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、知的財産権出願ごとに、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、出願の日から、それぞれ1年以内に市長に提出しなければならない。

(1) 法人にあっては、登記事項証明書の写し。個人にあっては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は確定申告書の写し

(2) 従業者数を証明する書類の写し

(3) 経費の支払等を証明する書類の写し

(4) 知的財産権出願の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

2 申請者が協同組合等である場合には、前項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。

3 第1項の規定による補助金の交付申請は、1年度間において一の申請者につき3回を限度とする。この場合において、一の知的財産権につき1回を限度とする。

(交付の決定及び額の確定)

第7条 規則第5条第2項の規定による交付決定通知及び規則第11条の規定による交付額確定通知は、補助金交付決定・確定通知書（様式第2）によるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則（平成16年4月1日決裁）

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、同日以後に特許出願審査又は実用新案技術評価の請求をした者について適用する。

附 則（平成17年3月7日決裁）

この要綱は、平成17年3月7日から施行する。

附 則（平成18年5月26日決裁）

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日決裁）

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の第3条、第4条、第5条、第6条及び第7条の規定は、この要綱の施行の日以後に特許出願及び実用新案登録出願した者について適用し、同日前に特許出願及び実用新案登録

出願した者については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月8日決裁）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日決裁）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日決裁）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日決裁）

（施行期日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、意匠登録については同日以後に出願した者について適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、改正前の各要綱の規定により作成されている様式は、改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。